

日出町交際費支出基準及び支出状況の公表に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町政の円滑な推進を図るために、町長等が町を代表して外部と交際する際に必要な経費（以下「交際費」という。）の適正な支出を図るため、その支出基準及び公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(支出区分)

第2条 交際費は、支出の内容により、次のとおり区分する。

- (1) 会費 各種団体の構成員として支出する会費及び懇親会に係る経費
- (2) 慶祝 慶事及び総会等各種行事のお祝いに係る経費
- (3) 協賛 各種大会等の開催の協賛に係る経費
- (4) 激励 全国大会等に出場する団体及び個人の激励に係る経費
- (5) 見舞 病気、負傷、災害等の見舞いに係る経費
- (6) 弔慰 葬儀等における生花、供物、香典支出に係る経費
- (7) その他 その他町政の運営において、支出することが適当と認められる場合に係る経費

(支出基準)

第3条 交際費の支出に当たっては、社会通念上妥当と認められる範囲で、必要最小限の支出に努めるものとし、その支出の基準は、別表に定めるとおりとする。

(交際費の公表)

第4条 交際費の公表は、次に掲げる事項について行うものとする。ただし、日出町個人情報保護条例（平成15年日出町条例第17号）第2条第1項に規定する個人情報については、公表しないものとする。

- (1) 支出年月日
- (2) 支出区分
- (3) 支出金額
- (4) 支出内容等

2 公表は、毎月行うものとし、当月分を翌月の末日までに行うものとする。

3 公表は、その内容を日出町のホームページに掲載する方法により行うものとする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年1月26日から施行する。

別表第1（第2条関係）

日出町交際費支出基準表

種 類	支 出 内 容	金 額	備 考
会 費	懇談会、会合等	(金額指定のある場合) 会費相当額 (金額指定のない場合) 5,000 円を限度 ただし、他市町村との均 衡を図る必要があると きは、10,000 円を限度 とする。	
慶 祝	各種式典、祝賀会	10,000 円を限度	
	地域のまつり等 各種行事	5,000 円を限度	
協 賛	各種団体等の活動への協賛	内容に応じ、その都度検 討のうえ決定	
激 励	全国大会等への出場激励		
見 舞	町議会議員 各種委員会委員及び 補助機関委員	本人に限る。10,000 円 を限度	病気等の入院見 舞（14日以上入 院の場合）
その他	町長が必要と認めるもの	社会通念上妥当と認め られる額	支出に関して は、事前に総務 課長と協議する こと

別表第2（第2条関係）

弔慰支出基準表

【単位：千円】

	本人		本人の配偶者及び 父母・子（義父母 の場合は同居）		過去に在籍 した本人	
	香典	生花	香典	生花	香典	生花
町長・副町長（助役）・収入 役・教育長	10	○	5	○	5	
町議会議員	10	○	5	○	5	
知事・地元選出国會議員・県 議會議員	10	○	5	○	5	
近隣市町村長	10	○	5		5	
国からの委嘱による委員等	5		5		5	
地方自治法の規定で設置さ れる委員会の委員	5	○	5		5	
100歳以上の長寿者	10					
区長	5	○	5			
町の条例で規定された非常 勤の特別職の委員	5		5			
公共（的）団体の長及び役員	5		5			
職員	5	○	5			
その他	上記に定めがなく、町政発展・運営上特に必要があると認められる場合及び例外的に取り扱うことが適当な場合にあつては、その都度、町長、副町長、総務課長で対応について協議して決定する。					